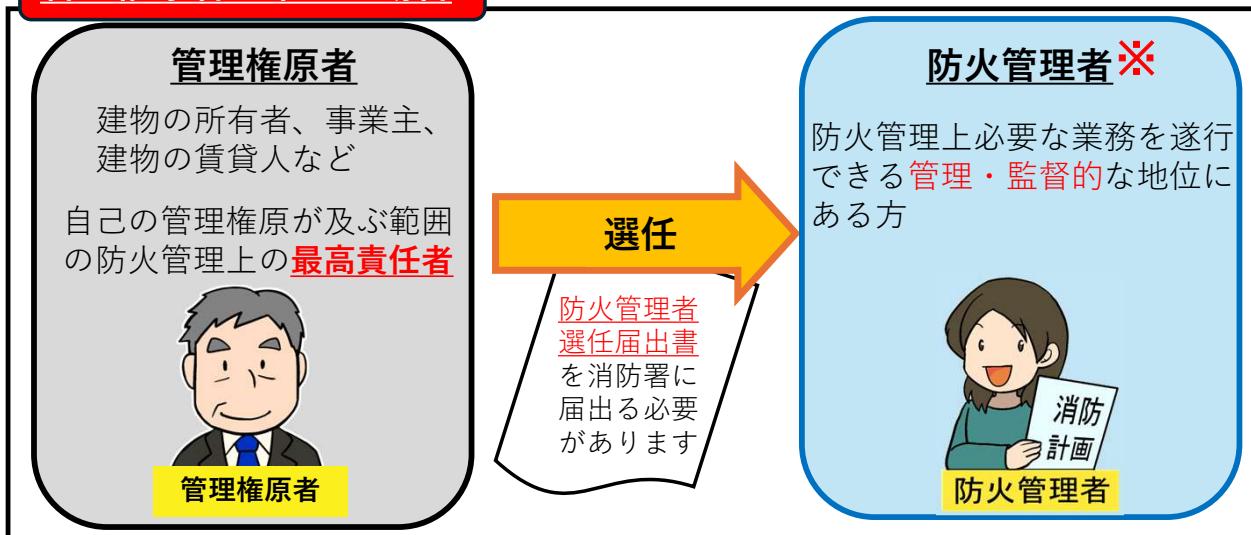


# 防火管理体制一覧図

防火管理者の選任義務がある建物は、**管理権原者**が防火管理者を**選任**し、対象の建物がある区の消防署長に届出しなければなりません。

## 管理権原者が単一の場合



## 管理権原が分かれている場合

防火管理者の選任義務がある建物で、管理権原が分かれ**複数の管理権原者**がいる、かつ、**以下の建物に該当する場合は**、**統括防火管理者**の選任義務が生じます。

- 高層建築物(高さ31mを超える建物)
- 避難困難施設(6項口)が入っている防火対象物のうち、地階を除く階数が3階以上で、かつ、収容人員が10人以上のもの
- 特定用途の防火対象物のうち、地階を除く階数が3階以上で、かつ、収容人員が30人以上のもの(6項口の防火対象物を含む防火対象物を除く)
- 非特定用途の複合防火対象物のうち、地階を除く階数が5階以上で、かつ、収容人員が50人以上のもの
- 地下街のうち消防長又は消防署長が指定するもの
- 準地下街



※該当する場合に選任・届出を行います